12月3日~9日は障害者週間

障害者週間とは

障害者週間は、障害者基本法の改正により、「国民の間に広く障害 者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経 済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高める こと」を目的として定められました。

市では毎年、期間中に展示会を行い、障害のある方に対する理解を 広めるとともに、障害のある方の活動を応援しています(詳しくは右 の記事をご覧ください)。 じ障害福祉課障害福祉係☎042-497-2073

合理的配慮とは

合理的配慮とは、障害のある方からお願いされたときに、負担にな らない範囲で協力することであり、障害者差別解消法によって内容が 定められています。難しく考える必要はなく、「ゆっくり話す」「席を 譲る」「声をかける」ことも合理的配慮となります。自分にできること は何か、この機会に考えてみましょう。

合理的配慮の例

・ゆっくり話す







障害者週間の展示

①市内事業所の紹介、②障害のあ る方が作成した作品を展示します。 ■①11月30日(火)~12月5日(日)午前 10時~午後8時、②12月3日金~17 日金午前8時30分~午後5時 場①クレアギャラリー(クレアビル 4階) ②市役所1階 📋 🗓 障害福祉課障 害福祉係☎042-497-2073







難病かも? 早めの相談を

障害には、心臓や腎臓などの内部障害や、発達障害、高次脳機能障 害など、見た目からは分かりにくい障害がたくさんあります。また、 国や都の指定難病は約300種類ですが、指定外の難病は 3,000種類以上あるといわれています。指定外の難病の なかには「疲れやすい」「強烈に眠くなる」など、周囲か ら「怠けている」と誤解されやすい疾病もあります。い つもと違う症状が続いたら、もしかしたら難病かもしれ ません。病院や保健所と連携した治療が必要となります

ので、早めにご相談ください。 問障害福祉課障害福祉係☎042-497-2073



表紙写真について

表紙の写真は、「ベーカリーショップどんぐり」と「cafe ふわっとん」のスタッフが市役所でパンを販売している様子です。 ベーカリーショップどんぐりは社会福祉法人椎の木会が、cafe ふわっとんは社会福祉法人龍鳳が「就労継続支援B型」として市内で行っている 事業です。パンの製造、販売などの生産活動をとおして、障害のある方が地域で活躍しています。

~「誰か」のことじゃない~ 12月4日から10日は人権週間

基本的人権および自由を尊重し 確保するために、すべての国々が 達成すべき共通の基準として、昭 和23年12月10日の第3回国際連合 総会で「世界人権宣言」が採択さ れました。このことを記念し、 12月4日から10日は人権週間と定 められました。

この機会に人権について考えて みましょう。市内小・中学校でも 毎年人権に関する取組みを行って

【人権の花運動】花の栽培をとお して、協力し、感謝することの大 切さを学び、豊かな人権感覚を身 につけようとするものです。今年 度は清小と芝山小の児童が人権の 花を育てました。

【子どもたちからの人権メッセー ジ」すべての子どもの人として生 きる権利が尊重され、必要な保護 と援助が与えられるように、平成 元年の国連総会で「児童の権利に 関する条約(子どもの権利条約)」



が採択され、子どもにとって最も 良いことの追及、子どもが自由に 自分の意見を発表できる場の創出 を目的に、「子どもたちからの人 権メッセージ発表会」を開催して います。今年度は清明小6年生、 西原結茉さんの「すべての人が平 等に」が市代表に選ばれました。

【全国中学生人権作文コンテスト 東京都大会】

人権問題についての作文を書く ことによって、人権尊重の重要性 への理解を深めるとともに、入賞 作品を周知することで、一般の方 にも人権尊重の意識を根付かせる ことを目的として実施していま す。今年度は四中1年生が日常の 家庭生活、学校生活、グループ活 動などの中で得た体験を題材とし て作文を書き、その中から佐藤有 紗さんの「傍観者の責任」が市の 代表作品として選ばれました。

問秘書広報課広報広聴係☎042-497-1808



一人権パネル展

人権週間に際し、市では「人権 パネル展」を開催します。

■12月6日(月)~10日(金)午前8時30 分~午後5時場市役所 市民協働 課広報広聴係☎042-497-1808



生活、家計、仕事のことなどでお困りの方の無料相談窓口 きよせ生活相談支援センター「いっぽ」

- ・仕事が続かない…
- ・なかなか就職できない…
- ・借金や滞納があって毎月のお金のやり くりが難しい…
- ・履歴書の書き方が分からない…
- ・しばらく仕事をしていないので何から 始めたらいいかわからない…



専門の相談員と一緒に考えながら 1つずつ問題を整理して解決策を見つけましょう

上記のほかに、住居確保給付金の相談も受け付けています。原則と して、離職・廃業して2年以内の方や、就業機会の減少などにより離 職等と同程度の状況の方で経済的に困窮し、住居を失った方や住居を 失いそうな方が対象です。なお、受給には要件があります。

相談が多く混みあっている場合がありますので、相談を希望の方は、 事前に電話でご予約ください。

□問午前8時30分~午後5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)に 電話できよせ生活相談支援センターいっぽの042-495-5567へ

納税に 協力を ■夜間納税・納税相談■12月22日/水・23日/水午後8時まで ■日曜納税・納税相談 12月19日(日)午前9時~午後4時

■土曜納税・納税相談■12月11日出午前9時~正午

場いずれも市役所徴収課窓口間徴収課徴収係☎042-497-2045